

3. 地域計画等への養蜂家の 参画について



(1) 地域計画策定のマニュアルの改訂①

協議の場の設置に向けた調整

令和6年6月の改訂時に、関係者として養蜂家の取組を明記

市町村は、人・農地プランの実質化において設定した「地域の話合いの場」を基本に、地域農業の将来の在り方を検討するため、幅広く関係者に参加を呼びかけ、関係者それぞれが役割を担いながら、実りのある協議が展開されるよう準備しましょう。

【幅広い関係者の例】

- ・ **集落の代表者**：集落に居住する者の代表として、今後の地域の方向性に対する意見
- ・ **認定農業者等の担い手**：地域の農地の受け手として農業生産や集約化に向けた意見
- ・ **農地所有者の代表者**：農地の出し手を代表して貸付けの意見や後継者の状況の意見
- ・ **若年者や女性**：将来の農業を担う者（後継者も積極的に参加）、
地域で働きやすく暮らしやすい環境の整備等に対する意見
- ・ **隣の集落の担い手**：入り作に向けた意見や地域との信頼関係の構築
- ・ **新規就農者**：地域農業や農業生産に対する意見や地域との信頼関係の構築
- ・ **農業法人・企業**：参入に当たっての意見や地域との信頼関係の構築
- ・ **畜産農家・養蜂家**：飼料の供給や堆肥の供給、**蜜源作物の作付け**などに関する意見



市町村は、中心となる関係機関と一緒に4ページを参考に役割分担を行い、地域の実情に応じて、農業の担い手や多様な経営体、農業支援サービス事業者^(※1)、さらには、隣の集落の担い手や新規就農者、農業法人、企業など市町村などに参入の相談があった者や関連する組織^(※2)にも声をかけ、地域の農業、地域づくりに向けた話合いに、積極的に参加いただくよう配慮してください。



協議の場には、家族の代表者以外にも、後継者や配偶者の方も参加するよう呼びかけましょう。
また、協議の開催日時や場所をホームページや広報誌、町内放送等により周知しましょう。
地域のJA青年組織や生産部会、女性部会の事務局などに協議の場の開催日程を提供することも効果的です。

(※1) 農業者等からの農作業受託等、農業を支援するサービスを提供する事業者

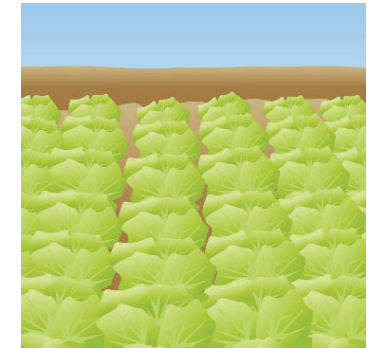
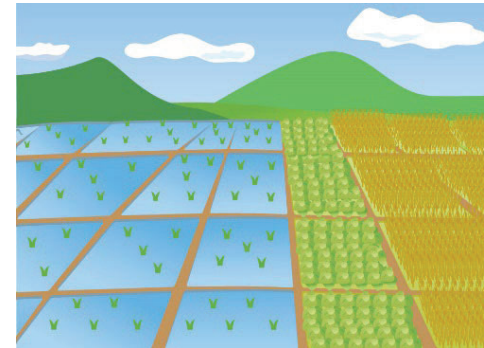
(※2) 農業法人協会・認定農業者協議会・全国稲作経営者会議・JA青年組織・4Hクラブ・女性農業者グループのメンバー、普及指導センター、農業共済組合、農産物の販売先となる事業者、農村型地域運営組織（農村RMO）、特定地域づくり事業協同組合、自治会 など

(1) 地域計画策定のマニュアルの改訂②

協議の場における協議事項

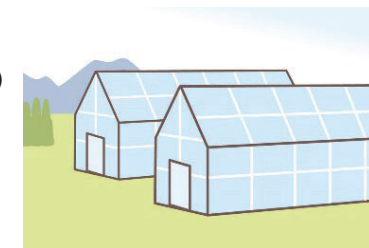
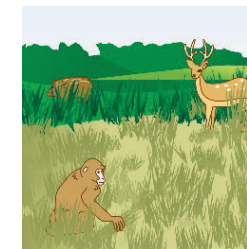
協議事項

- (1) 農用地の集積、集約化の方針
・担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。
- (2) 農地中間管理機構の活用方針
・農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。
- (3) 基盤整備事業への取組方針
・農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。
- (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。
- (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・バンクへの集積を踏まえ、農業支援サービス事業者等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。



任意事項(地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議してください。)

- ① 鳥獣被害防止対策(地域における放牧・鳥獣緩衝帯、侵入防止柵など)
- ② 有機・減農薬・減肥料(取組面積の拡大や、生産団地の形成など)
- ③ スマート農業(AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用など)
- ④ 畑地化・輸出等(水田の畑地化、輸出に向けた作物選定、ブロックローテーション等の体制づくりや団地形成など)
- ⑤ 果樹等(果樹等の改植や整備、団地形成など)
- ⑥ 燃料・資源作物等(搾油作物などの資源作物の導入や団地形成など)
- ⑦ 保全・管理等(従来の農業上の利用が困難な農地における放牧、**蜜源作物の作付け**、鳥獣緩衝帯など)
- ⑧ 農業用施設(農業用施設を設置する範囲、整備する時期や用途など)
- ⑨ 耕畜連携等(畜産農家と飼料作物の生産者との連携方法、自給飼料生産、放牧、堆肥の利用など)
- ⑩ その他(地域の実情に応じて追加してください。)



(2) 最適土地利用対策の事例調査（鹿児島県枕崎市）

- 令和6年11月、農林水産省職員（畜産振興課、地域振興課）が、最適土地利用対策の事例調査を実施。
- 最適土地利用対策の活用などにより15haの蜜源地を確保。

○取組概要

- 令和3年農山漁村振興交付金（最適土地利用対策）を活用し養蜂家と「夢蛭たぶがわ2016」（農作業受託組織）が荒廃農地の再生に着手。
- 開始当初はレンゲやナタネを蜜源植物として栽培していたが生育不良等により収益が上がらず。
- 令和5年10月から、長野県の会社と連携し赤ソバの栽培を開始することで、収益向上と景観植物としての効果を期待。



写真1 意見交換会



写真2 赤ソバの蜜源地



写真3 枕崎市の蜂場

○取組の効果

- 地域リーダーの働きかけがあり、まとまった農地が確保できた。

○養蜂家のメリット

- 蜜源植物を植栽することで越冬時の砂糖飼料の購入代が低減。
- 15haに50群を飼育が可能に。

○普及に当たっての課題

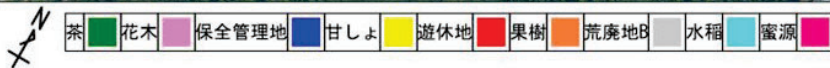
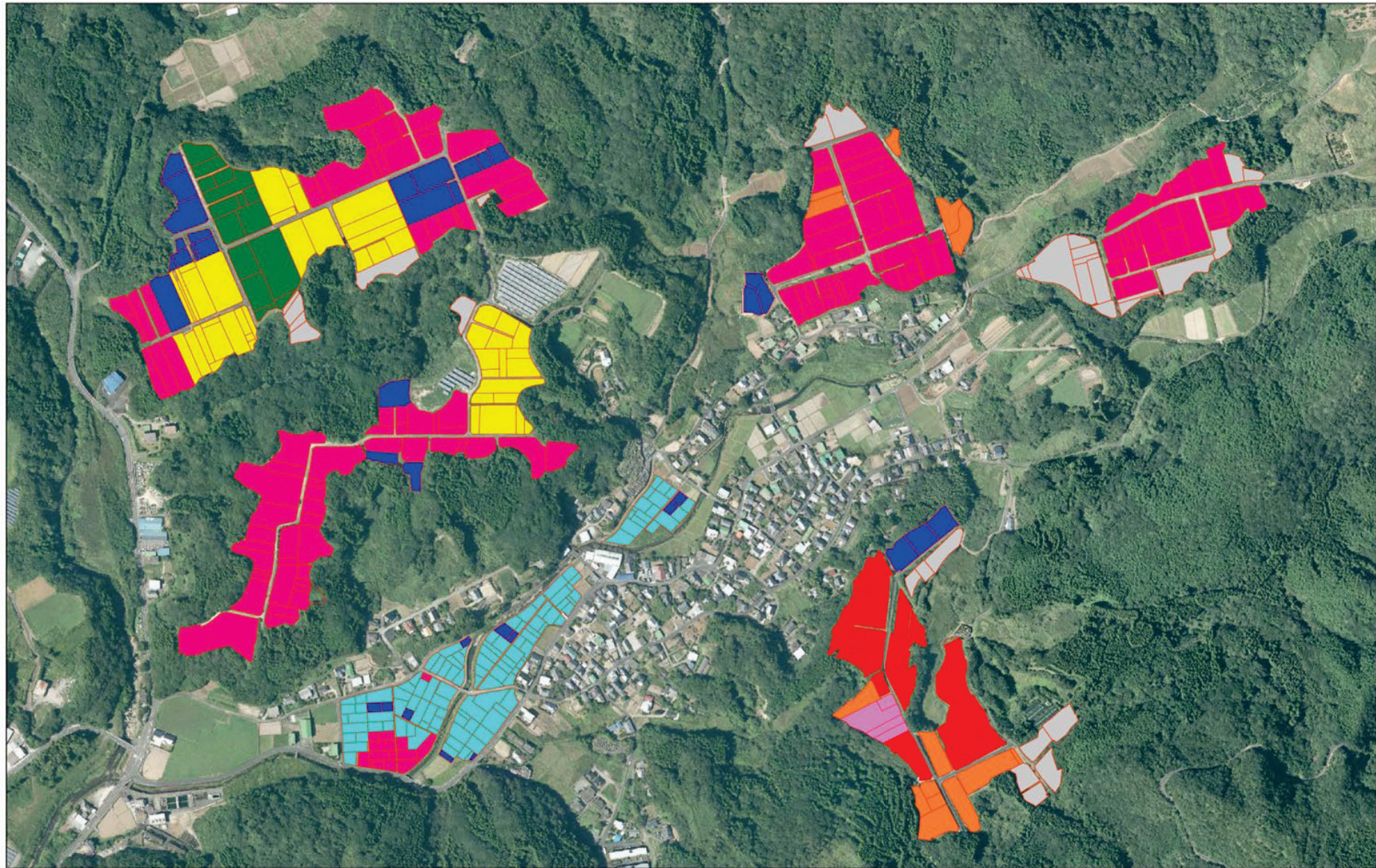
- ある程度の規模まで土地をまとめる必要。
- 養蜂家自身が農作業を行う（もしくは地域の農作業を受託できる組織に委託する）必要。
- 地域で採算が取れるようになるまで5年以上を見込む必要。

(参考) 土地利用図と蜜源植物の分布状況

○ 赤紫色 ■ が蜜源として利用されている土地

枕崎市 最適土地利用総合対策 現在

S = 1 : 7000



4. 蜜蜂をめぐる状況



(1) 蜜蜂の疾病への対応

基本的な防疫対策

- 家畜伝染病予防法に規定される蜜蜂の対象疾病は、家畜伝染病は腐蛆病の1疾病、届出伝染病はバロア症、チョーク病、アカリンド二症、ノゼマ症の4疾病。
- 日頃の飼養管理における巣箱等の衛生確保、清浄群からの導入、日常的な観察に努めるとともに、異状がみられた際の通報及び都道府県の立入検査による疾病の早期発見が重要。
- 都道府県では、蜜蜂の飼養者等に対する衛生指導や伝染性疾病的検査等を推進。

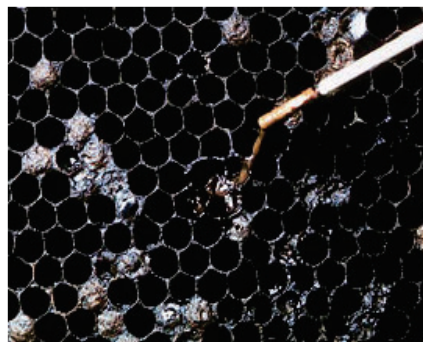
○家畜伝染病予防法に基づく蜜蜂の届出対象疾病の状況

	R2年		R3年		R4年		R5年	
	件数	群数	件数	群数	件数	群数	件数	群数
腐蛆病	39	127	33	110	26	106	16	56
バロア症	35	611	34	377	26	505	24	595
チョーク病	35	601	19	66	23	173	21	130
アカリンド二症	66	91	89	142	75	94	86	108
ノゼマ症	0	0	1	1	1	8	1	1

出典：家畜伝染病、届出伝染病発生年報



蜂の検査の様子（出典：神奈川県HP）



アメリカ腐蛆病（出典：養蜂技術手引書Ⅱ）

○都道府県の家畜保健衛生所の対応

- ・ 家畜衛生情報（家保だより）、養蜂マニュアル等を利用した飼養者への疾病や対策についての情報提供
- ・ 蜂群に異状がみられ、伝染病が疑われる場合の検診
- ・ 腐蛆病に対しては家畜防疫対策要綱に基づき、以下を実施
 - ✓ 日常の飼養管理における自主的な検査体制の確立に向けて必要な助言・指導
 - ✓ 日頃から定飼及び転飼飼養者のほか、施設園芸業者、趣味等飼養者を対象に、必要に応じた検査の実施
 - ✓ 汚染物品等の焼却指導
 - ✓ 蜜蜂及び腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品の県を超えての移動の際、異常がない旨の証明書発行

(2) 蜜蜂の疾病への対応

ダニによる被害への対応

- 養蜂へのダニによる被害としては、主にミツバチヘギイタダニの寄生によるバロア症が報告されている。
- ミツバチヘギイタダニの駆除剤については、ダニが薬剤に対し耐性を獲得しているのではないかとの声があるが、令和元年8月に新薬が動物用医薬品として承認され、令和2年6月から販売が開始。
- 新薬は使用可能な時期が限られることから、既存の駆除剤を含めたダニ駆除剤の適切な使用について、技術指導通知により周知。

バロア症の特徴

＜バロア症＞

ミツバチヘギイタダニがミツバチの成虫や幼虫に寄生し、蜜蜂の弱体化、矮小化、ウイルス感染の媒介を起こす。



成虫に寄生しているミツバチヘギイタダニ



ダニの被害低減に向けた取組

① 令和6年度養蜂等振興強化推進事業において、日本養蜂協会は上記新薬を含めたダニ駆除剤や高濃度炭酸ガス及びダニ捕虫器を組み合わせたダニ防除方法の検証、更に高いダニ防除効果を得る手法について検証等を実施。

② 農薬による蜜蜂の被害軽減対策と併せて、養蜂家に対しダニ駆除剤の適切な使用法を日本養蜂協会が公表しているダニ防除技術の手引書等を参考に周知・指導するよう都道府県に通知を発出。

(3) 熊による被害の状況

- 熊の捕獲数が多い年に熊による被害も多い傾向にあるが、令和5年の被害額は増加。
- 熊による被害は、同じ地域で繰り返し被害が発生し、被害を受けた地域での採蜜は困難となるため、都道府県が行う転飼調整が難しくなっている。

熊の捕獲数及び被害額の推移

年	熊の捕獲数	被害額
H30年	3,586頭	1,766万円
R元年	6,285頭	3,916万円
R2年	7,254頭	2,836万円
R3年	4,494頭	725万円
R4年	3,886頭	1,116万円
R5年	9,279頭	1,647万円

出典：環境省「クマ類の捕獲数（許可捕獲数）」

（一社）日本養蜂協会構成員申告による「熊による養蜂業被害状況」

注：「熊の捕獲数」は年度、「被害額」は年次の値

ニホンツキノワグマ



熊による被害



ヒグマ対策用の電気柵の設置



写真：みつばち協議会「養蜂家向け！養蜂マニュアル」より